

業庫第23号(例)  
2022年4月26日

代 理 店  
代理店引受金融機関 御中

日 本 銀 行 業 務 局

「供託振替国債事務取扱要領（代理店引受金融機関用）」の  
一部改正に関する件

平成20年12月に施行された公益法人制度改革から相応の期間が経過したことを踏まえ、特例民法法人にかかる手続きは不要であると認められることに伴い、標記規程（平成27年9月11日付業庫第74号別紙1）の一部を別紙のとおり改正し、本日から実施することとしましたので、通知します。

以 上

「供託振替国債事務取扱要領（代理店引受金融機関用）」中一部改正

○ 目次 10. (2) を横線のとおり改める。

(2) 供託者である公益法人または特例民法法人が一般社団法人等へ移行した場合の取扱い

○ 10. (2) を横線のとおり改める。

(2) 供託者である公益法人または特例民法法人が一般社団法人等へ移行した場合の取扱い

供託用振替口座簿設置部署は、供託者の口座管理機関から「公益法人から一般社団法人等へ移行した供託者に関する通知書」（「国債振替決済制度に関する規則」第14号の3書式）または「特例民法法人から一般社団法人等へ移行した供託者に関する通知書」（同規則第14号の4書式）の送付を受けた場合には、速やかに日本銀行業務局に連絡し、その指示により取扱う。